

地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等																																																																																																																										
<p>(給与に関する特例) 第 10 条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。 特定任期付職員給料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>376,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>422,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>472,300</td></tr> <tr><td>4</td><td>533,300</td></tr> <tr><td>5</td><td>608,300</td></tr> <tr><td>6</td><td>710,300</td></tr> <tr><td>7</td><td>830,300</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第 11 条 第 5 条の規定により採用された職員には、医師免許取得後の年数に応じ、次に掲げる給料月額、地域手当及び初任給調整手当を支給する。 単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>医師免許取得後</th> <th>給料月額</th> <th>地域手当</th> <th>初任給調整手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>3 年未満</td><td>323,400</td><td>38,969</td><td>216,000</td></tr> <tr><td>4 年未満</td><td>337,300</td><td>40,644</td><td>216,000</td></tr> <tr><td>5 年未満</td><td>361,100</td><td>43,512</td><td>216,000</td></tr> <tr><td>6 年未満</td><td>372,100</td><td>44,838</td><td>216,000</td></tr> <tr><td>7 年未満</td><td>385,600</td><td>46,464</td><td>216,000</td></tr> <tr><td>8 年未満</td><td>396,100</td><td>47,730</td><td>216,000</td></tr> <tr><td>9 年未満</td><td>403,800</td><td>48,657</td><td>216,000</td></tr> <tr><td>10 年未満(10 年以上)</td><td>412,900</td><td>49,754</td><td>216,000</td></tr> </tbody> </table> <p>第 11 条の 2 第 5 条の 3 の規定により採用された職員には、初期臨床研修を受けた期間の年数に応じ、次に掲げる給料月額及び地域手当を支給する。 単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>初期臨床研修を受けた期間</th> <th>給料月額</th> <th>地域手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 年未満</td><td>294,000</td><td>35,427</td></tr> <tr><td>2 年未満</td><td>309,300</td><td>37,270</td></tr> </tbody> </table> <p>(給与規程の準用等) 第 12 条 特定任期付職員は、第 10 条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。)及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規</p>	号給	給料月額(円)	1	376,000	2	422,000	3	472,300	4	533,300	5	608,300	6	710,300	7	830,300	医師免許取得後	給料月額	地域手当	初任給調整手当	3 年未満	323,400	38,969	216,000	4 年未満	337,300	40,644	216,000	5 年未満	361,100	43,512	216,000	6 年未満	372,100	44,838	216,000	7 年未満	385,600	46,464	216,000	8 年未満	396,100	47,730	216,000	9 年未満	403,800	48,657	216,000	10 年未満(10 年以上)	412,900	49,754	216,000	初期臨床研修を受けた期間	給料月額	地域手当	1 年未満	294,000	35,427	2 年未満	309,300	37,270	<p>(給与に関する特例) 第 10 条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。 特定任期付職員給料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>375,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>422,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>472,300</td></tr> <tr><td>4</td><td>533,300</td></tr> <tr><td>5</td><td>608,300</td></tr> <tr><td>6</td><td>710,300</td></tr> <tr><td>7</td><td>830,300</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第 11 条 第 5 条の規定により採用された職員には、医師免許取得後の年数に応じ、次に掲げる給料月額、地域手当及び初任給調整手当を支給する。 単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>医師免許取得後</th> <th>給料月額</th> <th>地域手当</th> <th>初任給調整手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>3 年未満</td><td>319,600</td><td>38,352</td><td>216,000</td></tr> <tr><td>4 年未満</td><td>333,600</td><td>40,032</td><td>216,000</td></tr> <tr><td>5 年未満</td><td>358,300</td><td>42,996</td><td>216,000</td></tr> <tr><td>6 年未満</td><td>370,200</td><td>44,424</td><td>216,000</td></tr> <tr><td>7 年未満</td><td>384,000</td><td>46,080</td><td>216,000</td></tr> <tr><td>8 年未満</td><td>394,700</td><td>47,364</td><td>216,000</td></tr> <tr><td>9 年未満</td><td>403,600</td><td>48,432</td><td>216,000</td></tr> <tr><td>10 年未満(10 年以上)</td><td>412,700</td><td>49,524</td><td>216,000</td></tr> </tbody> </table> <p>第 11 条の 2 第 5 条の 3 の規定により採用された職員には、初期臨床研修を受けた期間の年数に応じ、次に掲げる給料月額及び地域手当を支給する。 単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>初期臨床研修を受けた期間</th> <th>給料月額</th> <th>地域手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 年未満</td><td>289,800</td><td>34,776</td></tr> <tr><td>2 年未満</td><td>305,300</td><td>36,636</td></tr> </tbody> </table> <p>(給与規程の準用等) 第 12 条 特定任期付職員は、第 10 条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。)及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規</p>	号給	給料月額(円)	1	375,000	2	422,000	3	472,300	4	533,300	5	608,300	6	710,300	7	830,300	医師免許取得後	給料月額	地域手当	初任給調整手当	3 年未満	319,600	38,352	216,000	4 年未満	333,600	40,032	216,000	5 年未満	358,300	42,996	216,000	6 年未満	370,200	44,424	216,000	7 年未満	384,000	46,080	216,000	8 年未満	394,700	47,364	216,000	9 年未満	403,600	48,432	216,000	10 年未満(10 年以上)	412,700	49,524	216,000	初期臨床研修を受けた期間	給料月額	地域手当	1 年未満	289,800	34,776	2 年未満	305,300	36,636	<p>・組合との交渉結果を踏まえ、給料表の改定を行うための改正</p> <p>・給与規程(給料表、地域手当)の改正に伴う改正</p> <p>・給与規程(給料表、地域手当)の改正に伴う改正</p> <p>・組合との交渉結果を踏まえ、期末手当の支給月数の改定を行うための改正</p>
号給	給料月額(円)																																																																																																																											
1	376,000																																																																																																																											
2	422,000																																																																																																																											
3	472,300																																																																																																																											
4	533,300																																																																																																																											
5	608,300																																																																																																																											
6	710,300																																																																																																																											
7	830,300																																																																																																																											
医師免許取得後	給料月額	地域手当	初任給調整手当																																																																																																																									
3 年未満	323,400	38,969	216,000																																																																																																																									
4 年未満	337,300	40,644	216,000																																																																																																																									
5 年未満	361,100	43,512	216,000																																																																																																																									
6 年未満	372,100	44,838	216,000																																																																																																																									
7 年未満	385,600	46,464	216,000																																																																																																																									
8 年未満	396,100	47,730	216,000																																																																																																																									
9 年未満	403,800	48,657	216,000																																																																																																																									
10 年未満(10 年以上)	412,900	49,754	216,000																																																																																																																									
初期臨床研修を受けた期間	給料月額	地域手当																																																																																																																										
1 年未満	294,000	35,427																																																																																																																										
2 年未満	309,300	37,270																																																																																																																										
号給	給料月額(円)																																																																																																																											
1	375,000																																																																																																																											
2	422,000																																																																																																																											
3	472,300																																																																																																																											
4	533,300																																																																																																																											
5	608,300																																																																																																																											
6	710,300																																																																																																																											
7	830,300																																																																																																																											
医師免許取得後	給料月額	地域手当	初任給調整手当																																																																																																																									
3 年未満	319,600	38,352	216,000																																																																																																																									
4 年未満	333,600	40,032	216,000																																																																																																																									
5 年未満	358,300	42,996	216,000																																																																																																																									
6 年未満	370,200	44,424	216,000																																																																																																																									
7 年未満	384,000	46,080	216,000																																																																																																																									
8 年未満	394,700	47,364	216,000																																																																																																																									
9 年未満	403,600	48,432	216,000																																																																																																																									
10 年未満(10 年以上)	412,700	49,524	216,000																																																																																																																									
初期臨床研修を受けた期間	給料月額	地域手当																																																																																																																										
1 年未満	289,800	34,776																																																																																																																										
2 年未満	305,300	36,636																																																																																																																										

新	旧	改正理由等
<p>程（以下「退職手当規程」という。）を準用する。ただし、特定任期付職員についての給与規程第 26 条第 2 項の規定の準用に関しては、同条同項中 6 月に支給する場合には「100 分の 120」とあるのは「100 分の 162.5」、12 月に支給する場合には「100 分の 120」とあるのは「100 分の 167.5」とする。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u> この規則は令和 4 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条第 1 項、第 11 条及び第 11 条の 2 の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。</p>	<p>程（以下「退職手当規程」という。）を準用する。ただし、特定任期付職員についての給与規程第 26 条第 2 項の規定の準用に関しては、同条同項中「100 分の 120」とあるのは「100 分の 162.5」とする。</p> <p>(略)</p>	